

2020年
12月18日号

ナイジェリアにおけるビジネス法概要

執筆: 水野 雄介 監修: 石田 康平、五十嵐 チカ

※ 本ニュースレターは、2020年12月16日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1. はじめに

当事務所では、2013年にアフリカ・プラクティスチームを立ち上げ、アフリカ各国のビジネス法についてまとめた冊子『アフリカビジネス法ガイド』を刊行しております(2014年6月初版、2019年8月Ⅱ版発行)。

本稿では、多くの方にアフリカの法制度の概要を知っていただくため、『アフリカビジネス法ガイドⅡ』の要点を再編集する形でコンパクトにまとめるとともに、いくつか情報を補充しております。より詳細な情報が必要でしたら『アフリカビジネス法ガイドⅡ』を謹呈いたしますので、アフリカ・プラクティスチーム共通 E-mail: africa@emljurists.co.jp までご連絡ください。

前回の南アフリカに続いて、第2回の今回は、ナイジェリアにおけるビジネス法を取り上げます。

2. ナイジェリアとその法制度の概要

ナイジェリア連邦共和国(以下「ナイジェリア」といいます。)は、いわゆる「アフリカの年」である1960年に英国から独立し、今年が独立60周年に当たります。人口は1億5000万人以上(アフリカ最大)にのぼり、「アフリカの巨人(the giant of Africa)」とも呼ばれています。人的資源に加え、石油・ガス・鉱物等の天然資源にも恵まれた、アフリカ最大の経済大国です。近年は、金融、通信、エンタテインメントといった非石油産業も発展しつつあり、貿易・投資を促進する環境が整備されるにつれ、アフリカにおけるビジネスの進出先として注目が高まっています。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)



ナイジェリア最大の都市ラゴスの市街と人々の様子(2019年11月ナイジェリア視察時に撮影)

ナイジェリアの法体系は、旧宗主国の英国法に由来し、ナイジェリア立法府による制定法、慣習法及び判例法を通じて発展してきました。以下では、ビジネス上特に関心が高いと思われる、ナイジェリアにおける事業形態及び法人設立、知的財産権並びに紛争解決に関する各法制度について、それぞれの概要をご紹介します。

3. ナイジェリアにおけるビジネス法概要

(1) 事業形態及び法人設立

ナイジェリアの会社(事業形態)に関する事項を規律する主要な法律は、2004年ナイジェリア連邦法(Laws of Federation of Nigeria 2004)第C20章における、会社及び関連事項に関する法律(Companies and Allied Matters Act, “**CAMA**”)です。同法は、第54項において、ナイジェリアで事業を行うためには、外国投資家はナイジェリアにおいて別法人を設立しなければならないと規定し、当該法人が設立されるまでは、(CAMAに基づく法人設立の事前準備として通知その他の文書を受領することを除き)いかなる目的においても、ナイジェリアに事業所又は送達・手続のための住所を有してはならないと規定しています。

CAMAで定められた、ナイジェリアにおける事業形態は以下のとおりです。

- (a) **非公開株式会社**(private companies limited by shares): 非公開株式会社では、構成員たる株主の責任は、その出資額に限定されます。最低2名、最大50名までの株主が必要とされます。
- (b) **非公開有限責任保証会社**(private companies limited by guarantee): 非公開有限責任保証会社は、交流、芸術、科学、宗教、スポーツ、文化、教育、研究、慈善その他の類似の目的を推進するために設立される会社で、その所得及び財産は、専ら当該目的の推進のためにのみ利用され、法律で認められている場合を除き、構成員に直接又は間接に分

配されないこととされています。構成員の責任は、各構成員が会社清算時に会社財産に対して寄付することを約した金額に限定されます。

- (c) **公開株式会社**(public companies limited by shares): 株主の責任は出資額に限定されますが、非公開株式会社と異なり株主の人数に上限はありません。
- (d) **無限責任会社**(unlimited liability companies): 無限責任会社においては、構成員は無限責任を負います。すなわち、当該会社が負債を支払うことができない場合、債権者は、その負債の支払を当該会社の構成員に請求することができます。

上記各法人の設立手続に際しては、ナイジェリアの法人登録機関である法人所管委員会(Corporate Affairs Commission, “CAC”)のオンライン・プラットフォームや、Remita¹という電子決済システムによる支払等、オンライン・ツールの活用も認められるようになってきています。

また、外国資本の会社は、ナイジェリアでの事業を開始する前に、連邦内務省(Federal Ministry of Interior, “FMI”)から事業許可証を取得する必要があります。事業許可証の取得を申請する際は、会社に対し実際に出資が行われたことの証拠を提出しなければなりません。事業許可証は、申請から通常 6~8 週間で取得することが可能です。

さらに、外国資本を含む会社は、設立後、ナイジェリア投資促進委員会(Nigerian Investment Promotion Commission, “NIPC”)に登録することがナイジェリア投資促進委員会法(NIPC Act)上求められており、登録の証明として外資参加会社証明書が発行されます。

外国資本の参入は、一部の産業で規制されています。例えば、石油・ガス産業では、ナイジェリア資本の競争力を確保するため、企業の株式の少なくとも 51%をナイジェリア人が保有しなければなりません。放送分野では、ナイジェリア人が放送会社の株式の 70%以上を保有することが義務付けられています²。

(2) 知的財産権

a. 商標

商標法(Trade Mark Act)の下では、商品及びサービスについて名称及びロゴを登録することが認められています。登録の存続期間は、初回は通常 7 年間認められ、申請により 14 年毎の更新が可能です。

なお、食品、医薬品、医療機器、化粧品、化学薬品、殺虫剤、動物用医薬品、農薬、植物性生薬等の分野で営業活動を行っている企業は、自社製品をナイジェリア国内で販売するに先立って、ナイジェリア食品医薬品管理局(National Agency for Food and Drug Administration, “NAFDAC”)への登録が要求されますが、NAFDAC の登録を取得するためには、ナイジェリアにおける商標登録出願の受理又は商標登録が必要とされています。

b. 特許及び意匠

特許・意匠法(Patents and Designs Act)の下で、特許及び意匠を登録することも可能です。特許は、申請の日から通常 20 年間認められますが、所定の年間維持費を支払わなければ無効となります。意匠は、初回は 5 年間登録することができます。所定の費用の支払毎に 5 年間ずつ、2 度まで更新することができます。

なお、ナイジェリアは 2005 年に特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)締約国となったため、同条約に基づく国際出願制度を利用することができます³。

¹ ナイジェリア企業 SystemSpecs により運営され、アフリカで普及している電子決済システム。

² なお、電力、石油・ガスなどのインフラ事業や銀行・保険などの金融事業を営もうとする場合は、上記事業許可証に加えて、所管当局からこれらの事業に関する認可を取得する必要があります。

³ World Intellectual Property Organization (WIPO), “PCT Contracting States” (https://www.wipo.int/pct/en/pct_contracting_states.html).

(3) 紛争解決

a. 国際裁判管轄合意に対する制限

ナイジェリア法上、国際裁判管轄をナイジェリア以外の国とする当事者の明示的な選択がある場合であっても、証拠の所在場所、利便性、当事者と当該国の関連性等の諸事情を考慮し、ナイジェリアの裁判所は、自国に管轄を認めることが可能とされています。

b. 外国判決の承認・執行

外国判決(相互執行法(Foreign Judgments (Reciprocal Enforcements) Act)の下、外国判決のナイジェリアにおける承認・執行には、以下の要件を満たす必要があります。

- (a) 判決が当事者間において終局的かつ確定的なものであること。
- (b) 給付すべき金額が明確であり、罰金その他の懲罰的性格を有しないこと。
- (c) 判決執行の申請が、ナイジェリアの高等裁判所(High Court)に対して終局判決の日から6年以内に行われること。
- (d) 判決が原判決国の執行機関により執行可能であること。

外国判決が承認された場合、執行の目的において国内判決と同様の効力及び効果を有し、これに基づいて執行手続に進むことが可能となります。

c. 外国仲裁判断の承認・執行／ナイジェリアにおける仲裁の利用

ナイジェリアは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)の締約国であり、同条約に基づく外国仲裁判断の承認・執行が可能⁴。さらに、仲裁調停法(Arbitration and Conciliation Act, “ACA”⁵)51条は、仲裁判断がなされた国がいずれの国であるかにかかわらず、法的拘束力があるものとして承認され、裁判所への書面による申請手続を経ることで執行可能になることを認めており、仮にニューヨーク条約の非締約国においてなされた仲裁判断であっても、かかる国内法の規定によって承認・執行され得ることとなります。

また、ナイジェリアは、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(ICSID条約)の締約国でもあり、投資紛争解決国際センター(仲裁判断執行)法により、同条約に従ってなされた仲裁判断の承認・執行手続を定めています。

外国仲裁判断の承認・執行拒否事由はACA52条(2)(a)(b)に、取消事由は同法48条(a)(b)において、それぞれ定められています。これらの条項は、UNCITRAL仲裁モデル法34条(2)(a)(b)(取消事由)及び36条(1)(a)(b)に準拠した規定となっています。

ナイジェリアは1970年と比較的早期にニューヨーク条約に加盟しており、国内裁判所に係属する訴訟件数が多く手続が遅延傾向にあることも相まって、紛争解決手続として仲裁は広く用いられています⁶。ナイジェリアの裁判所においては、仲裁判断の取消しが容易に認められないなど、仲裁を利用しようとする当事者にとって良い側面もある一方で、手続の進行に時間がかかり過ぎた

⁴ ナイジェリアは同条約加入に当たり、①同条約締約国においてなされた②商事法律関係に関する仲裁判断のみを承認・執行するとの留保を付けています(ACA54条(1)(a)(b)参照)が、他方で、①同条約の締約国は166か国に上っており(2020年12月16日現在)、②「商事性」(“commercial”)は「商事の性質を有する全ての関係」(“all relationships of a commercial nature”)とされている(同法57条(1))ことから、これらの留保は実務上大きな問題ではないとされています。See, Abayomi Okubote, “Chapter 20: 60 Years of the New York Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards 1958: Are We There Yet in Sub-Saharan Africa?”, in Katia Fach Gomez & Ana M. Lopez-Rodríguez (eds), 60 Years of the New York Convention: Key Issues and Future Challenges, Kluwer Law International, 2019, 329, 333-334.

⁵ 現行のACA(1988年3月14日施行)は、1985年国際商事仲裁に関するUNCITRALモデル法(UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration)に概ね準拠しています。現在、2006年改正モデル法を反映した改正ACA法案が審議されています。

⁶ Funke Adekoya, “National Report for Nigeria (2018 through 2020)”, in Lise Bosman (ed), ICCA International Handbook on Commercial Arbitration, Kluwer Law International, 2020, Supplement No. 109, 2020, 1, 2. このレポートでは、ナイジェリアでは国内仲裁の利用も盛んであるものの、上記のとおりナイジェリアで事業を行うためには現地法人を設立する必要があることから、かかる「国内」仲裁の多くは、実質的には多国籍企業の現地法人間の「国際的」仲裁であるとされています。

り、一部の下級裁判例で仲裁差止命令(anti-arbitration injunction)が発令されたりするなど、親仲裁的でない側面も指摘されています⁷。この点、最高裁長官(Chief Justice of Nigeria)が2017年5月26日に全裁判所の長に宛てた書簡において、仲裁を利用しやすい環境の整備によりビジネス活動・対内投資が促進されることを強調した上で、各裁判所において仲裁合意を尊重し、一方当事者による仲裁合意に反する提訴を受け入れることがないように要請しており、仲裁手続に対する裁判所の介入が抑制されることが期待されます⁸。

さらに、近年、国際的なビジネス紛争の解決手段として調停の活用が注目を集めていますが、ナイジェリアは、2020年9月12日に発効した「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」(シンガポール条約)に署名しており、今後締約国となった場合には、一定の要件の下で国際的な商事調停に基づく和解合意が執行可能となります。

4. 近時の改革

ナイジェリアでは、2016年の景気後退を受けて、石油収入への過度の依存から脱却し、多角的な経済発展を遂げるためのビジネス環境創出を目的とする、「経済復興成長計画 2017-2020」(Nigeria's Economic Recovery and Growth Plan for 2017-2020, “ERGP”)が実行に移されました。そして、ERGPに基づき、ナイジェリア連邦政府は、2017年2月21日、ナイジェリアでの事業活動を容易にするための60日間の行動計画を公表し、様々な改革が実行されました。

改革の例として、(a) 動産担保権の整備や全国担保登記の創設等を内容とする2017年動産担保法(Secured Transactions in Moveable Assets Act 2017)の施行、公正かつ信頼性ある信用情報へのアクセス促進と当該情報に係るプライバシーの保護、金融取引におけるリスク管理の強化等を目的とする信用調査法(Credit Reporting Act)の成立、(c) オンラインの登記ポータルサイトの導入、(d) 輸出事業者等向けの新たな外国為替取引窓口(FW Window)の導入、(e) 証券取引委員会の規則改正(新たな三段階の本人確認システム、ファンド・ポートフォリオ管理に関する規制、不動産投資スキームに関する規制、インフラファンドに関する規制等を導入)、などが挙げられます。

さらに、2019年1月25日には、データ及び情報の流通を規制する規則の制定を所管する国家機関である国家情報技術開発庁(National Information Technology Development Agency, “NITDA”)が、2019年NITDAデータ保護規則(NITDA Data Protection Regulation 2019)を制定しました。同規則は、データの取得、処理、プライバシーポリシー、データセキュリティ、データ移転から域外適用に至るまで幅広い事項について、国際水準のベストプラクティスを採用することを目的としています⁹。同じく2019年には、競争法・消費者法分野でも改革が行われ¹⁰、ナイジェリアの投資環境は年々整備されてきているといえます。

以上

⁷ Paul Idornigie & Isaiah Bozimo, “Chapter 10: Attitude of Nigerian Courts Towards Arbitration”, in Emilia Onyema (ed), Rethinking the Role of African National Courts in Arbitration, Kluwer Law International, 2018, 255, 284-285.

⁸ Ibid, at 286.

⁹ 同規則は、(a) ナイジェリアにおける自然人に関する個人データを処理することを意図した全ての取引(当該データ処理の手法を問いません。)及び(b) ナイジェリア居住者又はナイジェリア市民権を有するナイジェリア国外居住者に対して適用されます。

¹⁰ 2019年1月30日、従来の消費者保護法(Consumer Protection Act)を廃止して連邦競争消費者保護法(Federal Competition and Consumer Protection Act, “FCCPA”)が成立し、新たに連邦競争消費者保護委員会(Federal Competition and Consumer Protection Commission, “FCCPC”)及び競争消費者保護審判廷(Competition and Consumer Protection Tribunal)が創設されました。FCCPCは、FCCPAの規定並びに競争、消費者保護、及び企業結合の承認、禁止又は許可に関するその他のあらゆる法令を所管し執行する権限等を授けられ、召喚令状に基づく証人喚問や令状に基づく立入検査等の調査権限も一定の範囲で認められています。

執筆者



みずの ゆうすけ
水野 雄介

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.mizuno@jurists.co.jp

2018年弁護士登録。2016年大阪大学法学部卒業(LL.B.)。国内外の訴訟・仲裁を中心に紛争解決業務に主に従事。西村あさひ法律事務所アフリカ・プラクティスチーム、プロボノプラクティスグループのメンバー。

監修者



いしだ こうへい
石田 康平

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k.ishida@jurists.co.jp

2003年弁護士登録。2011年ニューヨーク州弁護士登録。2002年東京大学法学部卒業(LL.B.)、2010年ミシガン大学ロースクール卒業(LL.M.)。2010年10月より2012年6月まで丸紅英国子会社に出向し、欧州、中東、アフリカでの発電事業を中心としたエネルギービジネスに携わる。2017年-2019年東京大学非常勤講師。

西村あさひ法律事務所アフリカ・プラクティスチームのメンバー。



いがらし
五十嵐 チカ

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

c.igarashi@jurists.co.jp

1997年弁護士登録。2007年ニューヨーク州弁護士登録。1993年慶應義塾大学法学部卒業(LL.B.)、2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)。

西村あさひ法律事務所アフリカ・プラクティスチームのメンバー。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020